

2020年度第1回愛知県障害者施策審議会での委員意見への回答

参考資料 1

素案	委員意見	県回答（※）
第4章	<p>第4章 展望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規になっているが、前世紀からのテーマである。優先順位を変えて重点事業にして下さい。 ・計画の見直しは政策の見直し、政策の見直しは事業の見直し、事業の見直しは商品の見直し、商品の見直しは予算の見直し、時は金なりいつまでいくらでやるのか、ロードマップで示してほしい。 	<p>前回計画に記載の無い項目（施策体系図等）について新規として記載をしており、施策体系は国の第4次障害者基本計画の記載順としております。</p> <p>施策の方向性と具体的な取組（事業）については、第8章において計画における目標を記載し、進行管理を行ってまいります。<u>（素案P191～P196）</u></p>
第5章	<p>第5章 1 安全・安心な生活環境の整備</p> <p>【現状・課題（案）】 以下、追記をお願いしたい</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 地方都市部における公共交通機関のバリアフリー化が進んでいない現状。 b. 宿泊施設におけるバリアフリー対応の部屋が少ない。 <p>【計画期間の取組（案）】</p> <p>○民間及び公営住宅のバリアフリー化の推進（太字の部分を追記）</p> <ul style="list-style-type: none"> a. バリアフリー法に基づく、マスタープラン作成を市町村にはたらきかける 例：住民参加型（障害当事者を含む）合同学習会開催等についてモデル事業化 b. 宿泊施設におけるバリアフリー対応部屋を全室に適用するための、ひとまち条例改正 例：2019年4月、東京都は「建築物バリアフリー条例」を改正し、車椅子利用者用以外の「一般客室」についてもバリアフリー化 	<p>バリアフリー化については、民間を含めた不特定多数が利用する施設において、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき県民及び市町村、事業所の理解を深めるとともに促進に努めてまいります。</p> <p><u>民間及び公営住宅のバリアフリー化の推進については、「公営住宅、民間賃貸住宅におけるバリアフリー改修の促進」を記載しています。また、人にやさしい街づくりの推進に関する条例については、整備基準の遵守義務の指導・助言及び規制の在り方の検討を行ってまいります。</u> <u>（素案P38）</u></p>
	<p>第5章 1 安全・安心な生活環境の整備</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策事業の推進について、以下を提案</p> <ul style="list-style-type: none"> a. コロナ禍により、外出頻度が減り、インターネットによる情報取得が必要になったことから、障害者へのwi-fi環境整備についての助成 b. 行政機関による申請について、インターネットを活用した、電子申請および電子決済の拡充 c. 感染リスク軽減の観点から、タクシー利用制度の拡充 d. 専門家（医療従事者等）による障害者宅を訪問し、ゾーニング等の感染防止相談 	<p>いただいた御意見は関係所属と共有し、検討を行ってまいります。</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症対策については、感染予防対策、障害のある人が感染した場合の支援体制の整備、患者や職員等への偏見や差別の防止を素案に記載しています。</u>（素案P46、47）</p> <p><u>いただいた御提案のうち、dについては、クラスター発生時の感染症専門職の派遣スキームの構築から進めてまいりたいと考えております。その他の御提案につきましては、今後の施策検討において、参考とさせていただきます。</u></p>
	<p>第5章 2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</p> <p>2 情報アクセシビリティの向上および意思疎通支援の充実</p> <p>【計画期間の取組（案）】</p> <ul style="list-style-type: none"> a. インターネットを活用したリモート（遠隔）による、手話通訳および要約筆記者の派遣拡充 	<p>遠隔手話サービスについては、感染症の発生等により手話通訳者等の派遣が困難な場合の意思疎通支援体制の強化として、<u>10月中旬から運用を開始しており、素案にその実施を記載しています。</u>（素案P47）</p> <p>なお、派遣の拡充については当事者や意思疎通支援者の関係団体の意見を伺いながら今後、検討してまいります。</p>
	<p>第5章 3 防災、防犯の推進</p> <p>医療的なケアが必要な障がい児者は、障がい者の中でも総数も少ないことから、市町村単位での取組はなかなか進みにくく、なおかつ、災害は広域で起こることから、医療的ケアが必要な障がい児者への防災対策は広域で行うことが望ましいと考えます。今回、防災、防犯等の推進に、医療的ケアが必要な障がい児者への広域での取組を進めるような施策を検討していただければと思います。</p>	<p>医療的ケアが必要な障害児者への広域での取組の推進については、障害者自立支援協議会の専門部会である医療的ケア児支援部会においても協議を行い、検討をしております。</p> <p><u>素案には、停電時の電源確保等を含めた医療的ケア児者への防災対策の推進を記載しております。</u>（素案P47）</p>
	<p>第5章 3 防災、防犯の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【施策の方向性（案）】の「福祉避難所確保等に係る市町村支援」及び「言語や聴覚に障害がある人の緊急通報手段の整備」についてこの2つは現在どこ迄進んでいますか。前にも出していて動きが見えない。文を載せているだけのように感じられます。 ・【計画期間の取組（案）】「110番アプリシステム」について、もう周知しているので、Net119アプリの取組が必要では。 	<p>「福祉避難所確保等に係る市町村支援」については市町村会議において確保の周知依頼を行っております。</p> <p>令和元年10月末時点では、54市町村すべてで確保されており、県内の指定状況は平成29年度は902施設、平成30年度は966施設、令和元年度は976施設で、毎年増加傾向にあります。</p> <p>「言語や聴覚に障害がある人の緊急通報手段の整備」についてはNet119が県内の消防本部数34の内、12本部において導入されています。（令和2年1月1日現在（総務省消防庁調べ））</p> <p><u>素案には、Net119の利用促進を記載しています（2020年度末で県内消防本部すべてにおいて導入完了予定のため。）</u>（素案P47）</p>
<p>第5章 3 防災、防犯等の推進</p> <p>障害者等に配慮した設備を有する避難所や、必要な支援・医療体制があるかどうか不安や必要性を感じているというアンケート結果から訓練や、避難所運営に障害当事者が参加できるよう行政からの働きかけが必要ではないか。</p>	<p>県と市町村が共催により毎年実施している総合防災訓練において、従来から参加いただいている（一社）愛知県聴覚障害者協会に加え、令和2年度から新たに4団体（特定非営利活動法人愛知県難聴・中途失聴者協会、特定非営利活動法人愛知盲ろう者友の会、日本ALS協会愛知県支部、愛知登録要約筆記者の会）に参加していただき、訓練実施を予定しておりました（※感染症拡大防止の観点から中止）。今後も、各団体の訓練参加を通じて避難所運営に障害を持つ方々が参加できるような実践的な取組を引き続き進めてまいります。</p> <p><u>素案には、障害者が参加しやすい防災訓練の実施を記載しています。</u>（素案P47）</p>	
<p>第5章 3 防災、防犯等の推進</p> <p>【現状・課題（案）】</p> <ul style="list-style-type: none"> a. みじかな避難所がバリアフリー化されておらず、使用できない。また避難所のバリアフリー状況について、統一した情報がない。 <p>【計画期間の取組（案）】</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 避難所について、障害の有無で分け隔てられることなく、だれもが避難できるようにするため、バリアフリー化について、現状を把握し、バリアフリー化を計画的に実施する。 <p>理由：近年、大規模災害により、避難所生活が長期にわたるケースが頻繁に起きていることから、仮設ではなく、エレベーター設置を含めた常設のバリアフリー化が必要である。</p>	<p>避難所のバリアフリー状況については、愛知県地域防災計画附属資料においてバリアフリー等に関する設備として9項目（洋式トイレ、段差がない生活空間等、スロープ、エレベーター等、手すり、障害者用トイレ、案内・誘導設備、情報掲示板、「介護室」又は「衛生的な場所」）の情報を掲載しております。</p> <p>また、市町村の避難所の生活環境の向上のための整備に対して「南海トラフ地震等対策事業費補助金」で支援をしております。</p> <p><u>素案には、市町村における避難所のバリアフリー化の推進を記載しています。</u>（素案P47）</p>	
<p>第5章 4 権利擁護の推進および行政等における配慮の充実</p> <p>【計画期間の取組（案）】</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 愛知県障害者差別解消推進条例の見直し <p>理由：施行から3年以上経過していることから、附則事項に基づき、各則を設けることや民間事業者における合理的配慮を努力義務から義務規定にするなど、更なる障害者差別解消の取り組みが必要である。</p>	<p>今後、条例見直しの検討に当たりましては、引き続き国の動向について注視するとともに、これまでの実績を踏まえて、障害当事者及び障害者団体の皆様の御意見も十分お聴きしながら、進めてまいりたいと考えております。</p> <p><u>素案には、条例の見直しの検討を記載しています。</u>（素案P52）</p>	

素案	委員意見	県回答（※）
第5章	<p>第5章 4 権利擁護の推進および行政等における配慮の充実 【計画期間の取組（案）】 ○虐待防止、権利擁護、合理的配慮等に係る各種研修について障害当事者参画による開催（太字の部分を追記） 理由：虐待や差別を受けてきたからこそ、障害当事者の参画は重要である。障害当事者の声を中心に研修を行うことで、どういったら無くすることができるかを議論する場となる。</p>	<p>各種研修への障害当事者参画による開催については、大変重要であると認識しておりますので、どのような形で実現できるか御意見を賜りながら検討させていただきます。</p> <p>素案には、各種研修の障害当事者参画による開催の推進を記載しています。（素案P52、53）</p>
第5章	<p>第5章 5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 方向性の中に医療時ケアを必要とする障害者への支援の視点を盛り込むのはどうか。地域で生活するにあたり、医ケアのできるヘルパーはとて少なく、事業所もヘルパー研修（3号）に力を入れられない現状がある。</p>	<p>御意見を踏まえ、素案には、医療的ケア児者に対する支援の推進として、医療的ケア児等コーディネーターの養成と活用により、社会資源の開発など、支援体制の充実を図っていく旨を記載しています。（素案P57、58）</p>
第5章	<p>第5章 5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 充実・強化という方向性は良いと思うが、資料4別紙をみると、現状、県内のどこの圏域においても計画相談支援が100%を大きく超える実績となっている。今まで通りの強化策だけでは改善されないのではという思いがある。サービス利用者の増加と相談員の確保の状況が合っていない。全てを計画相談ではなく、包括的な支援も必要ではないか。</p>	<p>第6期障害福祉計画の国の基本指針において、各市町村又は各圏域における総合的・専門的な相談体制を実施する体制の確保が、成果目標として新たに設定されました。今後、各市町村等で計画相談以外にも対応する総合的な相談体制の確保に向けた取組が行われる予定です。県も情報提供や助言等の支援を行います。</p> <p>また、社会福祉法の改正により、市町村は、制度や分野を超えた包括的な支援体制づくりに努めることとされています。県においても、制度を所管する地域福祉課と連携しながら、必要に応じて市町村の取組を支援してまいります。</p> <p>素案には、国の基本指針に基づき、成果目標を設定しています。（素案P108、109）</p>
第5章	<p>第5章 5 自立した生活の支援・意志決定支援の推進 地域包括ケアシステムの構築、福祉人材の確保、ピアサポートの充実の点からも、ピアサポーター活動の延長線上のイメージとして職業としてのピアスタッフ（専門職）を、就労選択する上での選択肢の一つとして当たり前前に選べる事が憚られる事無い環境の福祉事業所の在り方が望まれる。 上記を踏まえて精神病院の長期入院者の地域移行・地域定着ももちろん含めた精神保健福祉施策全般に言えることでもあるが、欧米等の先行事例をアレンジし、日本版に組み替えて行くあいちモデルのプロジェクトチーム発足の必要がある。</p>	<p>地域包括ケアシステムの構築を推進するため、平成29年度から当事者の立場で経験を活かして長期入院者の地域移行に向けた動機付け支援を行う「ピアサポーター」を養成する研修を開催しております。養成されたピアサポーターが精神科病院を訪問し、入院患者や病院職員に地域生活の体験談を語るプログラムを実施し、地域移行を推進しております。</p> <p>精神障害当事者自ら、他の精神障害者に寄り添えるピアサポーターの力は地域移行・地域定着の推進には必要不可欠であると認識しておりますので、引き続き上記の取組を進めて参ります。</p> <p>素案には、地域生活への移行に向けた支援として、ピアサポーターの育成、活用を記載しています。（素案P87、88）</p> <p>御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
第5章	<p>第5章 7 雇用・就業、経済的自立の支援 就労や就労継続には会社や職場の障害者に対する理解が必要とアンケート結果にあるが、理解とはどのようなことなのかを整理し、企業にどのように働きかけていくのかということをあいち障害者サポートデスクでの事業に生かしていくべきではないか。</p>	<p>障害者雇用を進めていくうえで、企業（職場）における障害がある人への理解、障害特性への理解は必要不可欠だと考えており、障害に対する一般的な知識や配慮事項等については、「障害者雇用促進トップセミナー」や「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等により企業に啓発をしています。</p> <p>また、個別の企業から要請があれば、サポートデスクの相談員が企業を訪問し、在籍中の障害のある人等からヒアリングをして課題解決に向けて具体的なコンサルティングをしており、職場への理解という観点では、企業が実施する社内研修において出前講座の実施もしています。</p> <p>素案には、あいち障害者雇用総合サポートデスクにおいて、障害者の受入から職場定着に関する相談まで、障害者雇用に取り組む企業を総合的に支援する旨を記載し、いただいたご意見を踏まえ、事業を行ってまいります。（素案P97）</p> <p>今回の基礎調査では「障害のことを理解する」以上の設問を設けていませんが、次期基礎調査の際には「理解」の詳細な内容について設問の設定を検討してまいります。</p>
第5章	<p>第5章 8 教育の振興 【計画期間の取組（案）】 ○教育環境のハード面、ソフト面の整備（太字の部分を追記） 理由：あいちビジョン2020概要版には、「障害のある人がより身近な地域で学び」「障害のある子どもに対しては、身近な地域において、（略）教育が受けられる環境を作っていく。」という記述もある。そのため、学校施設における、エレベーター設置を含めたバリアフリー化を計画的に進める必要がある。また、教育施設における差別や虐待が起きていることも参考資料のアンケート結果から読み取れることから、学校関係者への研修も重要である。</p>	<p>計画記載の「教育環境の整備」につきましては、ハード面ソフト面ともに記載を検討してまいります。</p> <p>なお、バリアフリー化につきましては、県立高校においては「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に沿って、車椅子を利用する生徒の在籍の有無にかかわらず、これまでも大規模改造工事や耐震改修工事に併せて、多目的トイレやスロープの設置などのバリアフリー化を進めてまいりました。</p> <p>エレベーターにつきましても、条例に従い、建物の新增築の際に設置しております。</p> <p>従いまして、今後も建物を建て替える際には、条例の定めに従い、エレベーターを設置することを基本としていきたいと考えております。</p> <p>素案には、ソフト面、ハード面の取組を記載しています。（P68）</p>
第5章	<p>第5章 8 教育の振興 教育環境の整備の中に、通常学校のバリアフリー化（E・V設置）の取組を盛り込んでほしい。バリアフリー化は災害対策の面でも重要では。</p>	<p>県立高校においては、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に沿って、車椅子を利用する生徒の在籍の有無にかかわらず、これまでも大規模改造工事や耐震改修工事に併せて、多目的トイレやスロープの設置などのバリアフリー化を進めてまいりました。</p> <p>エレベーターにつきましても、条例に従い、建物の新增築の際に設置しております。</p> <p>従いまして、今後も建物を建て替える際には、条例の定めに従い、エレベーターを設置することを基本としていきたいと考えております。</p> <p>素案には、基礎的環境整備の充実として記載しています。（素案P68、69）</p>
第6章	<p>第6章 5 障害児支援の提供体制の整備等 国の基本指針の中の（3）に『難聴児支援の中核的…』と記載しておりますが、愛知県としてどう考えていますか。</p>	<p>国の基本指針には難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築として「聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和5(2023)年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。」との記載があります。</p> <p>素案には、国の基本指針に即して、県での基本目標を設定しています。（素案P102、103）</p>
資料全般	<p>障害があるかないかという考え方は今はあまりされおらず特性（疾患）を持った人が生活をしていくうえで生涯やっつけられるようにどう環境を整えていくのかということが求められているかと思います。策定の過程の中で多様な意見を集約させ現実的な施策につながって行けばと思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、「2040年を展望した愛知県の障害福祉の目指すべき姿」に「障害のある人、ない人と分けるのではなく、一人一人の特性と捉える」という視点を記載しています。（素案P34）</p>

※ 下線部分は、第1回愛知県障害者施策審議会の意見とりまとめ時の回答からの追加記載であり、素案への反映内容を示しています。